

## 子ども・子育て支援新制度の施行に係る各種基準を定める条例(案)のご意見募集(パブリックコメント)の実施について

### 1 募集内容及び考え方

平成27年4月から施行される予定の「子ども・子育て支援新制度」に関する運営や施設などの基準については、条例で規定することが法律で義務付けられています。

このため、村上市でも、同制度の施行にあたって必要な施設や事業を認可する際の基準条例について、平成26年4月30日付けで国から示された基準をもとに定めることとしています。

このたび、とりまとめた条例の考えについて、市民のみなさまからご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら条例の制定を進めてまいります。

- (1) 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- (2) 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- (3) 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

### 2 募集期間

平成26年7月1日(火)～平成26年7月22日(火) <必着>

### 3 閲覧場所

- (1) 村上市ホームページ
- (2) 市役所本庁福祉課(2階)、各支所、各地域振興課地域福祉室  
※閲覧は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

### 4 提出方法

- (1) 記入用紙を利用する方法  
ご意見記入用紙(市ホームページからダウンロード可)に、住所・氏名・年齢・意見を記入の上、電子メール・ファクシミリ・郵送・持参のいずれかにより、村上市福祉課宛てに提出してください。  
(注) 持参の場合は、土・日・祝日を除く開庁日の8時30分から17時15分まで受付
- (2) 市のホームページの入力フォームを利用する方法  
市ホームページの「入力フォーム」に必要事項を入力し、村上市福祉課宛てに送信してください。

### 5 具体的な骨子案

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
(国基準案)

※「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」は、施設又は事業としての「認可」を受けるとともに、子ども・子育て支援新制度において公費の給付対象として「確認」された施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び保育事業

◇ 国が定める基準は、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されます。このうち、「従うべき基準」は、必ず適合しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内での地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることとは許されません。

また、「参酌すべき基準」は、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものです。

## (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(国基準)

※「家庭的保育事業等」は、以下のとおり。

### ①家庭的保育事業

保育者の居宅などで、5人以下の0～2歳児に保育を提供

### ②小規模保育事業

利用定員6人から19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児に保育を提供

### ③居宅訪問型保育事業

保育を必要とする児童の居宅において、0～2歳児に保育を提供

### ④事業所内保育事業

事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども（地域枠）にも保育を提供

## (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(国基準)

①対象児童が「おおむね10歳未満の小学生」から「6年生までの小学生」に引き上げ（村上市では平成25年度から引き上げ済み）

②最低基準の向上に努める

## 6 提出先 及び 問い合わせ先

〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市福祉課子育て支援室

FAX: 0254-53-3840 TEL: 0254-53-2111 (内線241)

電子メール: [hoiku@city.murakami.lg.jp](mailto:hoiku@city.murakami.lg.jp)

## 7 ご意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、最終的な条例案を作成する際に参考とさせていただくとともに、結果の概要を公表する予定ですが、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。ご記入いただいた個人情報、村上市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

【参考】 内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度」

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)